**平成２１年（フ）第６９５３号**
大阪市西成区南津守６丁目７番３号　グランソシエ玉出Ⅱ２Ｆ
債務者　佐伯成一こと　金　　成銀
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７１３５号**
大阪府守口市梶町３丁目50番11号
債務者　長谷川龍男
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７３１０号**
大阪府豊中市三国２丁目４番９―405号
債務者　松尾　武士
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７３７４号**
大阪府高槻市市川西町１丁目５番14号　サンハイツN202号
債務者　瀬本　園美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４９０号**
大阪府門真市岸和田２丁目17番14―216号
債務者　瀬戸　龍治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７３３号**
大阪市阿倍野区阪南町１丁目32番８号
債務者　寺口　善博
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７５３号**
大阪府摂津市香露園29番10―102号
債務者　北里　和広
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７６２号**
大阪府東大阪市加納８丁目33番19―202号
債務者　松永　　悟
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７６４号**
大阪府八尾市緑ヶ丘２丁目１番地の２　府営住宅２―402号
債務者　久保田陽子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７７９８号**
大阪府豊中市豊南町西５丁目９番11号
債務者　黒山　輝彦
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７８００号**
大阪府豊中市曽根南町３丁目３番１―409号
債務者　川﨑　正子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７８２０号**
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目８番11号
債務者　溝渕　珠紀
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７８８５号**
大阪府寝屋川市中木田町36番24号
債務者　岸川　智勇
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７８９２号**
大阪市西成区天下茶屋東２丁目６番３号　三河荘10号室
債務者　寺田　勝次
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７９０１号**
大阪府茨木市橋の内２丁目７番20―306号
債務者　岡本　高明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７９２２号**
大阪府豊中市小曽根１丁目９番33―Ａ108号
債務者　片山　浩人
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７９４６号**
大阪市鶴見区今津中１丁目３番17号　松下ハイツ202号
債務者　藤木　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７９５０号**
大阪市天王寺区玉造元町２番35号　玉造末広ビル501号
債務者　山﨑　敦子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部